

2026年5月25日

各位

会社名 コージンバイオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中村 孝人
(コード：177A 東証グロース市場)
問合せ先 常務執行役員 平田 賢二
(TEL 03-5784-2272)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第47回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

定款変更の理由は次のとおりであります。

- ① 当社の事業内容の拡大に伴い、現行定款第2条に規定する事業目的の変更及び追加を行うものであります。
- ② 会社運営の柔軟性向上を図る観点から、当社の代表者を代表取締役会長及び代表取締役社長の2名体制へ変更することに伴い、現行定款の第14条（招集権者及び議長）、並びに第22条（取締役会の招集権者及び議長）の規定の一部を変更するものであります。
- ③ 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に係る規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。
- ④ その他、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 動物の血液及び血清の製造及び販売 (2) 微生物検査、細胞培養に使用される材料の製造、販売及び輸出 (3) 体外診断用医薬品の製造、製造販売、販売及び輸出	第2条(目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 動物の血液及び血清の製造及び販売 (2) 微生物検査、細胞培養に使用される材料の製造、販売及び輸出 (3) 体外診断用医薬品の製造、製造販売、販売及び輸出

現 行 定 款	変 更 案
<p>(4) 医療に関する情報提供サービス</p> <p>(5) 特定細胞加工物及び再生医療等製品の製造受託業務</p> <p><新設></p> <p><u>(6) 再生医療に使用される材料の研究、開発</u></p> <p><u>(7) 医薬品及び化粧品の製造、製造販売及び販売</u></p> <p><u>(8) 医療機器の製造、製造販売、販売及び修理</u></p> <p><u>(9) 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>	<p>(4) 医療に関する情報提供サービス</p> <p>(5) 特定細胞加工物及び再生医療等製品の製造受託業務</p> <p><u>(6) バイオテクノロジー、生体検査等の分析及び解析業務並びにそれらの受託業務</u></p> <p><u>(7) 再生医療に使用される材料の研究、開発</u></p> <p><u>(8) 医薬品及び化粧品の製造、製造販売及び販売</u></p> <p><u>(9) 医療機器の製造、製造販売、販売及び修理</u></p> <p><u>(10) 前各号に附帯関連する一切の事業</u></p>
<p>第5条（機関）</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>第5条（機関）</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、ほかの取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該選定された取締役</u>に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、ほかの取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第18条（取締役の員数）</p> <p>当社の取締役は3名以上<u>7</u>名以内とする。</p> <p><新設></p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>第18条（取締役の員数）</p> <p>当社の取締役は3名以上<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p>
<p>第19条（選任方法）</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第19条（選任方法）</p> <p>取締役は、株主総会の<u>決議</u>において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><新設></p> <p>2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役</u>の任期の満了するときまでとする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 増員又は任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>5. 補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会はその<u>決議</u>によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. <条文省略></p>	<p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. <現行どおり></p>
<p>第22条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、ほかの取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第22条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会長又は取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>当該選定された取締役</u>に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、ほかの取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>第23条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各<u>取締役及び各監査役</u>に対し、会日の3日前にこれを発する。</p> <p>2. <u>取締役及び監査役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第23条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集通知は、各<u>取締役</u>に対し、会日の3日前にこれを発する。</p> <p>2. <u>取締役</u>全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (取締役会の決議の省略) 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは</u>、 取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>第25条 (取締役会の決議の省略) 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは</u>、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p><新設></p>	<p>第26条 (重要な業務執行の決定の委任) 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>第25条 (取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程</u>による。</p>	<p>第27条 (取締役会規程及び監査等委員会規程) 取締役会及び監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、<u>取締役会規程及び監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>第26条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財務上の利益(以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当 会社から受ける財務上の利益(以下「報酬等」という。) は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを 区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第27条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p>	<p>第29条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会 第28条 (員数) 第29条 (選任方法) 第30条 (任期) 第31条 (常勤の監査役) 第32条 (監査役会の招集通知) 第33条 (監査役会の決議) 第34条 (監査役会規程) 第35条 (報酬等) 第36条 (監査役の責任免除)</p>	<p><削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除> <削除></p>
<p>第6章 会計監査人 第37条 (選任方法) (条文省略) 第38条 (任期) (条文省略)</p>	<p>第5章 会計監査人 第30条 (選任方法) (現行どおり) 第31条 (任期) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第39条 (事業年度) (条文省略)</p> <p>第40条 (剰余金の配当等の決定機関) (条文省略)</p> <p>第41条 (剰余金の配当基準日) (条文省略)</p> <p>第42条 (配当金の除斥期間) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第32条 (事業年度) (現行どおり)</p> <p>第33条 (剰余金の配当等の決定機関) (現行どおり)</p> <p>第34条 (剰余金の配当基準日) (現行どおり)</p> <p>第35条 (配当金の除斥期間) (現行どおり)</p>
<p><新設></p>	<p><u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 当社は、第47回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2. 第47回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 2026年6月26日(予定)

以 上